

宇都宮市立西小学校におけるインターネットの利用に関するガイドライン

第1条[趣旨]

この要項は、西小学校におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条[インターネット利用の基本]

西小学校においてインターネットを利用するに当たっては、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、各教科領域において、より充実した教育活動の推進に努めなければならない。

第3条 [インターネット利用の意義]

児童及び教職員は、以下に掲げるような事項をねらいとしてインターネットを利用することができる。

- 1 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間など、学習指導要領に定められた学習。
- 2 国内や海外の学校・諸機関との交流，共同学習。
- 3 地域社会との連携
- 4 P T A活動
- 5 教職員の研修

第4条[インターネットの主な利用形態]

- 1 情報の発信及び収集
学習活動の様子，まとめ等を，西小学校のwebページにおいて公開するとともに，意見を受信する。
- 2 情報の検索及び収集
学習に関連する情報を検索・収集したり，関連する質問を送り回答を得たりする。
- 3 教材の作成
学習活動に活用可能な画像・文書等のデータを収集・加工して教材作りに利用する。
- 4 国内及び国際交流
電子メール等を利用し，国内及び国外の学校との交流を行う。
- 5 その他
その他，学校教育に役立つ利用を行う。

第5条[個人情報の発信とその範囲]

- 1 インターネットを利用して児童及び関係者の個人情報を発信する場合には，本人及び保護者に承諾を得ることを前提とし，校長の許可の上，教師の指導の下に発信するものとする。

2 インターネットを利用して発信する児童及び関係者の個人情報の範囲は、以下に定めるところによる。

(氏 名)

- ・ 原則として姓を用い、名は使用しない。ただし、教育上必要と認められる場合は姓名を使うことも可とする。

(作 品 等)

- ・ 児童の作品、学習成果物、意見、主張、考え、感想等については教育上の効果を考慮し、発信することができる。

(写 真)

- ・ 児童の写真を掲載する場合は、集合写真や複数児童の活動場面にするなど個人が特定しにくいよう配慮する。ただし、電子メール等交信相手が特定できる場合には、教育上の必要に応じて個人写真を使用することができる。

(住所等の個人情報)

- ・ 住所、電話番号、生年月日、趣味、特技等の個人情報は原則として発信しない。ただし、電子メール等交信相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技等を発信することができる。

第6条[リンク、著作権に関する条件の明記]

西小学校のwebページに関するすべての著作権は、宇都宮市立西小学校に帰属する。また、同webページに第三者がリンクする場合には、教育目的のリンクの場合は通知があれば原則として自由とし、この旨をwebページに明記するものとする。

第6条[個人情報及びデータ等の保護]

インターネットを利用するに当たっては、外部からの進入やコンピュータウイルス等による被害の予防等、セキュリティ（個人情報及びデータ等の保護）に努めるものとする。そのために個人のパソコンを学校に持ち込むことを禁止する。

第7条[教師の指導]

- 1 インターネットを利用する場合には、ネットワーク利用における基本的モラル（人権、著作権及び知的所有権等）に留意するとともに、児童の情報活用のモラルの涵養を図るものとする。
- 2 児童がwebページの作成に関わったり、電子メールを送信したりするなど、データを発信する際は、校長及び教師の確認を経て外部に発信する。
- 3 インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取得等の指導、管理を徹底する。

第8条[受信した情報の取り扱い]

西小学校において受信した情報は、すべて教育上の必要性を考慮し、校長及び教師の確認を経て学習

に利用する。

第9条〔禁止事項〕

教職員及び児童等は、ネットワークの健全な活用を行うために、次に挙げる行為をしてはならない。

- 1 公序良俗に反する行為
- 2 企業や商品などを宣伝または誹謗・中傷する行為
- 3 教育基本法で禁止されている政治・宗教活動に関する行為
- 4 学校等公的機関の品位を傷つける行為
- 5 虚偽の情報を発信する行為
- 6 他人の名誉を傷ついたり誹謗・中傷したりする行為
- 7 第三者の著作権やその他の権利を侵害する行為
- 8 ネットワークの正常な運用を妨害する行為
- 9 その他法令及び規則等に違反する行為

第10条〔取り扱い責任者〕

- 1 校長は、インターネットの利用の適正を図るために、インターネット取り扱い責任者を置くものとする。
- 2 インターネットの取り扱い責任者は、校内のインターネットの利用拡大のため校内研修を積極的に行う。また、校内におけるインターネット利用規程についても取り決めを作成する。

第11条〔インターネット利用基準の見直し〕

学校教育におけるインターネット利用の進展等に伴い、この要項に規定した事項の見直しの必要性が生じた場合は、必要な手続きを経て基準の見直しを行うものとする。

附則 この要項は、平成16年12月1日から施行する。
平成21年4月改定

参考 新潟市「新潟市立学校におけるインターネット利用要綱」等